

医第298号-4

令和8年5月1日

公益社団法人 千葉県看護協会

会長 増渕 美恵子 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

令和8年度実習指導者講習会の開催について（通知）

本県の看護行政の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、看護師等養成所の実習施設については、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」において、「実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること」、「学生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと」とされております。

つきましては、別紙概要のとおり、令和8年度実習指導者講習会を開催しますので、貴会員の受講について、御配慮くださるようお願いいたします。

なお、県内病院には通知済みであることを申し添えます。

また、講習会実施要領及び受講申込等につきましては東京医療保健大学ホームページより受講申込書等の書式がダウンロード可能です。

東京保健医療大学ホームページ：<https://www.thcu.ac.jp/>

千葉県健康福祉部 医療整備課 看護師確保推進室 担当：別所 TEL : 043-223-3877 Email : ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp
